

要指導医薬品及び一般用医薬品（OTC）の販売制度に関する事項

医薬品の区分と販売制度について					
	要指導医薬品	一般用医薬品			
		第 1 類医薬品	指定第 2 類医薬品	第 2 類医薬品	第 3 類医薬品
定義 および 説明	新医薬品等で、安全性に関する調査期間中の医薬品、毒薬及び劇薬のうち厚生労働大臣が指定する医薬品	特にリスクの高い医薬品	リスクが比較的高く、特に注意を要する医薬品 注）指定第2類医薬品は、第2類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です。【してはいけないこと】の欄をおこない、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください	リスクが比較的高い医薬品	リスクが比較的低い医薬品
表示	要指導医薬品	第 1 類医薬品	第2類医薬品 または 第2類医薬品	第 2 類医薬品	第 3 類医薬品
対応する 専門家	薬剤師		薬剤師または登録販売者		
情報提供	書面を用いて、適正使用の為に必要な情報の提供を行います。		服用してはいけない人や使用について注意すること等の情報提供を受けて下さい。	服用してはいけない人や使用について注意すること等の情報提供に努めます。	
陳列方法	薬剤師が対面で情報提供するため、お客様が直接手に取れない陳列となります。ご希望のお客様はスタッフにお申し付け下さい。また、専門家が不在の場合は、医薬品売場を閉鎖します（閉鎖時に販売できません）。		専門家が在席するカウンター等から7m以内に陳列し、情報提供の機会を高めます。	区分ごとに分けて陳列をします。	
相談があった 場合の対応	義務（全ての医薬品に対するご相談に対応しています。）				

医薬品による健康被害救済制度について	苦情相談窓口
万一、医薬品による健康被害を受けた方は「医薬品副作用被害救済制度」が受けられます。（一部救済が受けられない医薬品・副作用があります。）救済認定基準や手続きについては、下記にお問合せ下さい。独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 http://www.pmda.go.jp/index.html 救済制度相談窓口 0120-149-931（フリーダイヤル）9:00 ～ 17:30（月～金 祝日・年末年始除く）	千葉県薬剤師会TEL 043-242-3801 千葉県習志野保健所 TEL 047-475-5151

当薬局では、販売等によって知り得た皆様の個人情報を適切に取り扱っています。個人情報の取り扱いについて、ご不明な点や疑問等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。